

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、職員の懲戒処分を行いました。

記

1 事案の概要

被処分者は、令和7年7月22日（火）午後6時頃から午後11時頃にかけて市内の飲食店で飲酒した後、自宅の最寄り駅から自宅までの帰路において自転車を運転していたところ、7月23日（水）0時25分頃、巡回中の警察官に呼び止められ呼気アルコール検査を受け、呼気1リットルにつき0.35mgのアルコールが検出された。

その結果、道路交通法違反（酒気帯び運転）により、令和7年12月19日付けで罰金10万円の略式命令を受けた。

このような行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

令和8年1月20日（火）

3 被処分者及び処分内容

水道局 一般職 男性 30歳代 停職1月